

「意見書って何だろう？相談支援事業所や児童発達支援事業所ってどんなことをするところ？」

「意見書」は児童発達支援を利用する際、通所受給者証の申請や更新時に必要です。

○丁寧な関わりが必要と認められたときに心理師や医師が作成（市の機関に所属する者や登録者）

○市の機関は無料、医療機関は有料 ＊登録者の場合の料金については各機関にお問い合わせください

○初回発行の有効期間は4か月 ＊「意見書」は児童発達支援事業所の利用が決まった後に発行



「相談支援事業所」は福祉サービスの利用について相談する場所です。

Q1 相談支援専門員って何をする人？



A：福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所）利用するための計画を一緒に考え、利用する先を探してくれる人です。

「児童発達支援事業所」は就学前のお子さんに支援を提供する場所です。

Q2 児童発達支援事業所では何をするの？



A：コミュニケーションや生活動作、個別や集団活動の場でその子の発達に合わせ、支援を提供します。

Q3 「相談支援事業所や通所支援事業所が見つからないときはどうしたらいいの？」



A：相談支援の場合は各区の相談支援センター、児童発達支援の場合は児童発達支援センターへご連絡下さい。地域の相談窓口として情報を提供します。

＊連絡先は裏面参照

地域の相談窓口として情報提供

児童発達支援センター

☆成長や発達に関する相談・対応、情報提供

☆日常生活や集団適応など一人ひとりの育ちをサポート

北区	三気の家	TEL : 096-346-3323
北区	Lulu North & Side	TEL:096-327-9038
南区	済生会なでしこ園	TEL : 096-357-6615
南区	ラポアレ	TEL : 096-327-9810
東区	熊本県ひばり園	TEL : 096-382-1939

熊本市障がい者相談支援センター

☆福祉サービスの利用に関する相談、対応、情報提供

中央区	ちゅうおう	TEL : 096-285-7144
中央区	ウィズ	TEL : 096-200-1571
東区	青空	TEL : 096-237-6777
東区	きらり	TEL : 096-237-7563
西区	すてっぷ	TEL : 096-276-6456
南区	じょうなん	TEL : 096-285-8757
南区	絆	TEL : 0964-28-7799
北区	アシスト	TEL : 096-288-5012
北区	チャレンジ	TEL : 096-215-9500

～お住いの区の窓口にご連絡ください～

お住いの場所によって相談窓口が違う場合があります